

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年12月6日
【会社名】	J Xホールディングス株式会社
【英訳名】	JX Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高萩 光紀
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町二丁目6番3号
【電話番号】	03-6275-5009
【事務連絡者氏名】	財務IR部IRグループマネージャー 山本 真義
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町二丁目6番3号
【電話番号】	03-6275-5009
【事務連絡者氏名】	財務IR部IRグループマネージャー 山本 真義
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【届出の対象とした募集金額】	
	一般募集 第1回無担保社債（5年債） 20,000百万円
	一般募集 第2回無担保社債（7年債） 20,000百万円
	一般募集 第3回無担保社債（10年債） 10,000百万円
	計 50,000百万円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成22年11月24日付をもって関東財務局長に提出した有価証券届出書の記載事項のうち、平成22年12月6日に社債の利率につき仮条件を提示することになりましたので、これに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行社債（短期社債を除く。）（5年債）
 - 利率の欄
 - 申込期間の欄
 - 払込期日の欄
 - 欄外注記
- 3 新規発行社債（短期社債を除く。）（7年債）
 - 利率の欄
 - 申込期間の欄
 - 払込期日の欄
 - 欄外注記
- 5 新規発行社債（短期社債を除く。）（10年債）
 - 利率の欄
 - 申込期間の欄
 - 払込期日の欄
 - 欄外注記

3【訂正箇所】

訂正箇所は、_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債(短期社債を除く。)(5年債)】

利率の欄

(訂正前)

利率(%)	未定 (平成22年12月6日に仮条件の提示を行い、需要状況を勘案したうえで、平成22年12月10日から平成22年12月13日までの間に決定する予定である。)
-------	---

(訂正後)

利率(%)	未定 (第275回国債の流通利回り(年2回複利ベース)に0.17%を加えた率~同利回りに0.22%を加えた率を仮条件とする。)(注)11
-------	---

申込期間の欄

(訂正前)

申込期間	平成22年12月13日(注)11
------	------------------

(訂正後)

申込期間	平成22年12月13日(注)12
------	------------------

払込期日の欄

(訂正前)

払込期日	平成22年12月20日(注)11
------	------------------

(訂正後)

払込期日	平成22年12月20日(注)12
------	------------------

欄外注記

(訂正前)

(注)

<前略>

11 申込期間および払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、利率の決定日において正式に決定する予定であります。なお、上記申込期間および払込期日については、需要状況を勘案した上で、繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成22年12月6日から平成22年12月13日までを予定しておりますが、実際の利率の決定については、平成22年12月10日から平成22年12月13日のいずれかの日を予定しております。従いまして、申込期間が最も繰り上がった場合は「平成22年12月10日」となり、払込期日が最も繰り上がった場合は「平成22年12月17日」となることがありますのでご注意ください。

(訂正後)

(注)

<前略>

11 利率については、上記仮条件により需要状況を勘案したうえで、平成22年12月10日から平成22年12月13日までの間に決定する予定であります。

12 申込期間および払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、利率の決定日において正式に決定する予定であります。なお、上記申込期間および払込期日については、需要状況を勘案した上で、繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成22年12月6日から平成22年12月13日までを予定しておりますが、実際の利率の決定については、平成22年12月10日から平成22年12月13日のいずれかの日を予定しております。従いまして、申込期間が最も繰り上がった場合は「平成22年12月10日」となり、払込期日が最も繰り上がった場合は「平成22年12月17日」となることがありますのでご注意ください。

(注)11の追加および11の番号変更

3【新規発行社債(短期社債を除く。)(7年債)】

利率の欄

(訂正前)

利率(%)	未定 (平成22年12月6日に仮条件の提示を行い、需要状況を勘案したうえで、平成22年12月10日から平成22年12月13日までの間に決定する予定である。)
-------	---

(訂正後)

利率(%)	未定 (第289回国債の流通利回り(年2回複利ベース)に0.22%を加えた率~同利回りに0.27%を加えた率を仮条件とする。)(注)11
-------	---

申込期間の欄

(訂正前)

申込期間	平成22年12月13日(注)11
------	------------------

(訂正後)

申込期間	平成22年12月13日(注)12
------	------------------

払込期日の欄

(訂正前)

払込期日	平成22年12月20日(注)11
------	------------------

(訂正後)

払込期日	平成22年12月20日(注)12
------	------------------

欄外注記

(訂正前)

(注)

<前略>

- 11 申込期間および払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、利率の決定日において正式に決定する予定であります。なお、上記申込期間および払込期日については、需要状況を勘案した上で、繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成22年12月6日から平成22年12月13日までを予定しておりますが、実際の利率の決定については、平成22年12月10日から平成22年12月13日のいずれかの日を予定しております。従いまして、申込期間が最も繰り上がった場合は「平成22年12月10日」となり、払込期日が最も繰り上がった場合は「平成22年12月17日」となることがありますのでご注意ください。

(訂正後)

(注)

<前略>

- 11 利率については、上記仮条件により需要状況を勘案したうえで、平成22年12月10日から平成22年12月13日までの間に決定する予定であります。
- 12 申込期間および払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、利率の決定日において正式に決定する予定であります。なお、上記申込期間および払込期日については、需要状況を勘案した上で、繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成22年12月6日から平成22年12月13日までを予定しておりますが、実際の利率の決定については、平成22年12月10日から平成22年12月13日のいずれかの日を予定しております。従いまして、申込期間が最も繰り上がった場合は「平成22年12月10日」となり、払込期日が最も繰り上がった場合は「平成22年12月17日」となることがありますのでご注意ください。

(注)11の追加および11の番号変更

5【新規発行社債（短期社債を除く。）（10年債）】

利率の欄

(訂正前)

利率（％）	未定 (平成22年12月6日に仮条件の提示を行い、需要状況を勘案したうえで、平成22年12月10日から平成22年12月13日までの間に決定する予定である。)
-------	---

(訂正後)

利率（％）	未定 (第312回国債の流通利回り（年2回複利ベース）に0.25%を加えた率～同利回りに0.30%を加えた率を仮条件とする。)(注)11
-------	---

申込期間の欄

(訂正前)

申込期間	平成22年12月13日(注)11
------	------------------

(訂正後)

申込期間	平成22年12月13日(注)12
------	------------------

払込期日の欄

(訂正前)

払込期日	平成22年12月20日(注)11
------	------------------

(訂正後)

払込期日	平成22年12月20日(注)12
------	------------------

欄外注記

(訂正前)

(注)

<前略>

- 11 申込期間および払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、利率の決定日において正式に決定する予定であります。なお、上記申込期間および払込期日については、需要状況を勘案した上で、繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成22年12月6日から平成22年12月13日までを予定しておりますが、実際の利率の決定については、平成22年12月10日から平成22年12月13日のいずれかの日を予定しております。従いまして、申込期間が最も繰り上がった場合は「平成22年12月10日」となり、払込期日が最も繰り上がった場合は「平成22年12月17日」となることがありますのでご注意ください。

(訂正後)

(注)

<前略>

- 11 利率については、上記仮条件により需要状況を勘案したうえで、平成22年12月10日から平成22年12月13日までの間に決定する予定であります。
- 12 申込期間および払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、利率の決定日において正式に決定する予定であります。なお、上記申込期間および払込期日については、需要状況を勘案した上で、繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成22年12月6日から平成22年12月13日までを予定しておりますが、実際の利率の決定については、平成22年12月10日から平成22年12月13日のいずれかの日を予定しております。従いまして、申込期間が最も繰り上がった場合は「平成22年12月10日」となり、払込期日が最も繰り上がった場合は「平成22年12月17日」となることがありますのでご注意ください。

(注)11の追加および11の番号変更